



令和 2 年度
塩竈市子どもの見守り活動支援事業助成金
募集要項

令和 2 年 9 月

塩 竈 市

事業趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、子どもの居場所づくりにおいても「新しい生活様式」に即した活動が求められるようになってきました。また、保護者の就業環境の変化等の影響を受け、子どもたちの健全育成のための見守り活動の強化が必要とされています。

塩竈市では、「子どもの居場所づくり」や「子育て家庭への食料品提供・配食サービス」等の子どもの見守り活動を行う団体等に対して、新型コロナウイルス感染予防対策に係る必要な費用及び食料品提供や配食サービスに伴う食中毒対策の費用の一部を助成します。ウイルス感染や食中毒発生等に備えることで、活動団体等の不安を軽減するとともに、子どもたちが安心して過ごすことができる居場所の創出を支援してまいります。

塩竈市 健康福祉部 子育て支援課

助成対象事業

●○対象事業

対象となる事業は、次の要件を全て満たすものとする。

- 1) 塩竈市内で実施されること
- 2) 塩竈市内に在住する小学生を中心として、学校外における放課後並びに休日及び長期休業中の子どもの居場所づくりや子育て家庭への食料品提供・配食サービス等を行う事業であること
- 3) 原則、2か月に1回以上の継続的な活動を見込むこと

◆対象事業例◆

- 1) 子ども食堂や地域食堂、子どもカフェを定期的で開催する
- 2) 学習支援や各種教室を定期的で開催する
- 3) 子どもがいる家庭に定期的に食料品・弁当・手作り工作キットなどを届ける、または配布する

◆対象外の事業◆

- 1) 塩竈市外で行われる事業
- 2) 学術的研究・調査活動、政策提言活動
- 3) 定期的な活用が見込めない物品や什器及び設備等の購入や設置
- 4) 機材や物資、支援物資等の購入のみの活動
※購入した資器材を用いて、本事業の趣旨に即した活動に用いるのであれば可
- 5) 政治・宗教活動
- 6) 反社会的勢力が関与している活動
- 7) 本助成事業からの資金を、奨学金や助成金として充当するもの

助成対象団体

<必須事項>

- 1) 塩竈市内に本拠地を有している組織、又は組織の本拠地は市外にあっても、塩竈市内で対象事業を行える組織
- 2) 報告書の提出と資金の管理ができる組織
※ 資金の管理：入金と出金の記帳及び領収書の保存・管理ができること

<任意事項>

以下のいずれかに合致すれば結構です。

- 1) 概ね、地元住民3名以上のボランティア・グループ等
- 2) 自治会、町内会、PTA及び地域のために活動するグループ、団体等
- 3) 市民活動団体（任意団体含む）、特定非営利活動法人、一般社団法人等
- 4) 1～3に合致するいずれかの組織と塩竈市内に拠点をおく事業者・企業等との連携事業
- 5) 塩竈市内に拠点をおく事業者・企業等又は商店街組合や複数の事業者・企業等のチーム等

助成金の内容

●○助成対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

●○助成対象経費

対象事業に要する経費のうち、感染症対策及び食中毒予防対策として必要と認めるものとする。

◆助成対象経費例◆

- 1) 衛生用品の購入（マスク、フェイスシールド、消毒液、石鹸、ペーパータオル、手袋等）
- 2) 食品や弁当を配布する際に使用する物品の購入（保冷剤、抗菌シート、保冷バッグ等）
- 3) 配送料（チルド料金等）
- 4) 保険料（食中毒に対応した賠償責任保険等）
- 5) その他、感染症対策及び食中毒予防対策に必要と認めるもの

●○助成金額

1 団体につき上限額 10 万円

※当該年度の予算の範囲内で助成します。

※助成金額に千円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てます。

※他の助成事業との組合せは構いませんが、経費の重複がないようにしてください。（組み合わせる

他の助成事業の要綱等もご確認ください。)

留意事項・失格事項

●○留意事項

- 1) 開催時には食中毒や事故によるケガに対応できる保険に加入するなど、必要な補償対応ができる体制を整えること
- 2) 食事の提供にあたっては、アレルギーを持つ利用者に対する配慮を行うこと
- 3) 事業の実施にあたっては、近隣への配慮に努めること
- 4) 個人のプライバシー保護に十分配慮するとともに、個人情報の取り扱いに十分気を付けること

●○失格事項

次のいずれかに該当する場合は、助成金の申請を無効とします。

- 1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 2) 著しく信義に反する行為があった場合
- 3) 提出書類に記載された内容が法令違反をしているなど著しく不当な場合
- 4) 個人のプライバシー保護に十分配慮せずに、個人情報の取り扱いが適切になされていない場合

申請方法・申請書類

●○申請方法

令和2年9月28日から令和3年2月26日までの間に申請書類を塩竈市健康福祉部子育て支援課に郵送又は持参ください。

※先着順に審査・決定していきます。

※予算の範囲内での助成のため、予算がなくなり次第受付を終了します。

●○申請書類

1. 申請書（指定様式）
2. 事業計画書（指定様式）
3. 収支予算書（指定様式）
4. 団体の定款又は会則等及び役員名簿（作成している団体のみ提出）
5. 団体の収支決算書類、団体の活動内容を記載したパンフレット等（作成している団体のみ提出）

※この募集要項及び申請書の様式は、塩竈市のウェブサイトからダウンロードできます。

塩竈市ウェブサイト <https://www.city.shiogama.miyagi.jp/>

●○申請に係る留意事項

- 1) 申請書類は、審査を行う作業において複製することがあります。

- 2) 審査の結果に関わらず、申請書類は返還しません。
- 3) 申請書類の内容及び審査するため、実現性が低いにも関わらず申請することがないようにすること。交付決定後においても、申請書類に記載された内容が達成できない場合には、交付決定を取り消すことがあります。それに伴う申請団体が被る損害については、一切賠償しません。
- 4) 申請に要する経費については、全て申請団体の負担となります。

申請後の審査等

●○審査・交付決定

申請書類を審査し、交付・不交付決定を行い、申請団体へ文書で通知します。

※審査に当たり申請内容について、市が電話、メール等で申請団体に問い合わせすることがあります。

●○助成金の交付

交付決定後、助成対象団体からの請求により概算払いで助成金を交付します。

※助成金の交付には、請求後 2～3 週間程度時間がかかります。交付決定後であって、助成金が交付される前に事業を行う場合は、立替が必要になります。

※助成金の交付にあたっては、申請団体名義の銀行口座が必要です。(個人名義の口座にはお振込はできません。)

●○実績報告書等の提出

事業終了後概ね 2 週間以内に、所定の様式に基づいた実績報告書(簡易な会計報告を含む。)等をご提出いただきます。

※領収書は適切に保管・管理をお願いします。

※実績報告書等の提出に要する経費については、全て申請団体の負担となります。

●○その他

交付決定後の事務手続等の詳細は、交付決定後にお知らせします。

お問合せ先

塩竈市 健康福祉部 子育て支援課

〒985-0052 宮城県塩竈市本町 1-1 電話：022-353-7797

お問い合わせ：月曜日～金曜日(祝祭日を除く) 8:30～17:15